

アクティビティノート <第315号>

2023年4月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2023年4月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～9
2. ちょっと注目 『高齢者が安全に製品を使うために』 ……p.10～11
3. コラム 『「除菌」を訴求した洗浄製品』 ……p.12～13

TOPICS

**高齢者が安全に製品を使うために**

日本の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、29.0%で過去最高となり、世界的にも高齢化率が高い国となっています。また、高齢者の住環境について消費者庁のアンケート調査も行われました。結果から見える製品を安全に使うための注意点についてまとめてみました。

**「除菌」を訴求した洗浄製品**

洗浄製品に表示に「除菌」を訴求した製品があります。どのような効果を示しているのでしょうか。製品に表示されている効果は確認をしています。「除菌」意味を正しく理解して、洗浄製品を使うことが大切です。「除菌」について整理してみました。

1. 相談業務

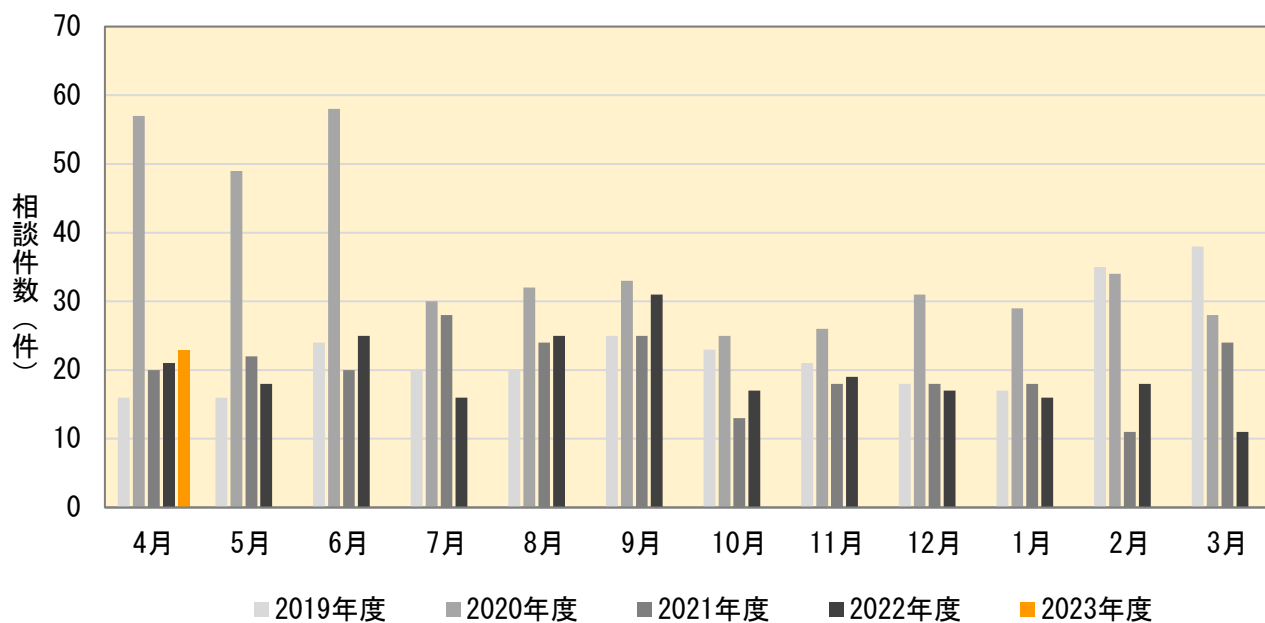
1. 1 相談受付件数

2023年4月度相談受付件数 (3/29~4/25 実働:20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	4	0	7	8	0	19	83%
消費生活C・ 行政	0	0	0	3	0	3	13%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	0	0	0	0%
メディア・ その他	0	0	0	1	0	1	4%
合計	4	0	7	12	0	23	
構成比	17%	0%	31%	52%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2019~2023年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <クマ撃退用のスプレーの製造物責任法適用について> 20年前に購入したクマ撃退用スプレーを保管していたが、2年半前にスプレーの安全レバーが簡単に外れ、書斎で噴射してしまった。大事な書類や本が汚れ、換気をしても製品の臭いがとれない気がする。妻や清掃業者が臭いを確認したところ、両者とも臭いは気にならないと言われた。自分は臭いのために体調が悪くなるので書斎に入れず困っている。製品の安全レバーが意図せずに簡単に外れてしまうのは問題があるのではないか。製造物責任法を適用し、損害賠償請求できるか。化学製品PL相談センターは行政の相談窓口から紹介された。〈消費者〉

⇒製造物に起因する事故で、製造物責任（PL）法の対象となる案件の場合、①損害（被害）が発生したこと、②製造物に何らかの欠陥があること、③損害（被害）が製造物の欠陥により生じたこと以上の3点を被害者側が立証する必要があります。お伺いした話では、使用された製品は既に廃棄しているので、使用された製品の欠陥の有無を確認することはできません。また、PL法に基づく損害賠償請求権は、製造業者等が製造物を引き渡した時から10年を経過すると時効により消滅します。今回の案件は、購入が20年前とのことですので、時効により賠償責任を問うことは難しいと思われまます。

- ◆ <台所用の排水口ヌメリ取り剤でプラスチック損傷> 台所の排水口に置くだけでヌメリを取る錠剤タイプの製品〇〇を使用した。使用後、排水口を掃除したところ、排水口の下にあるプラスチック部分が損傷していた。〇〇の製品表示には非塩素系で中性とあるが、製品の使用による排水口の損傷で、製品に瑕疵があると考えている。〇〇の販売元である△△には伝えているが、信頼できる機関で製品を調べてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは、製品の分析や調査は行っておりません。また、個別の製品の成分や安全性についての詳細情報も持ち合わせておりません。製品に関する調査については、独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）の「原因究明機関ネットワーク」

（<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html>）、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト（http://www.kokusen.go.jp/test_list/）に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されています。それらを参考にご自分で製品調査の依頼を検討されてはいかがでしょうか。

- ◆ <ヒト遺伝子組換オリゴペプチド成分の安全性について> 卵殻膜由来の成分を配合した医薬部外品を使用していたが、肌にはよいが香りが気になったため、メーカーに電話で相談したと

ころ、同じく卵殻膜由来の成分を配合した無香料の化粧品を勧められ購入した。使用したところ、顔の一部が腫れたため、表示成分を確認すると、医薬部外品でなくヒト遺伝子組換えオリゴペプチドという成分が配合されていた。この成分の安全性はどうか。〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品について使用成分や製品の安全性に関する詳細情報は持ち合わせておりません。製品の使用成分に関する安全性については、メーカーにお問い合わせください。

- ◆ 〈ベビー用全身洗剤で肌トラブル〉 ○○製の無添加表示のあるベビー用全身洗剤を乳児に使用したところ肌が赤くなる肌トラブルになった。使用を中止して回復はしている。メーカー○○のホームページには、同じ製品の使用者の良い声などがあげられているが、そのようなことはないと思う。消費生活センターに伝えているが、製品の成分についてはわからないので化学製品PL相談センターを紹介された。どのような製品なのか。他に同じ内容の相談はないのか。〈消費者〉

⇒個別の製品や成分の安全性についての詳細情報は、当センターでは持ち合わせておりません。メーカー○○のホームページにおいては、無添加については、「合成界面活性剤・防腐剤・保存料・合成香料・着色料・シリコンを添加していない」とされています。また、公開されている製品の全成分表示から、洗剤の主成分は、高級脂肪酸のカリウム塩でアルカリ性の全身洗剤です。使用上の注意にも「使用中や使用後に赤み、はれ、かゆみ、かぶれ、刺激などの異常や、直射日光が当たって同様の症状が現れたときには使用を中止し、専門医などに相談する」との記載もされています。同様の相談はこれまで当センターにはありません。製品や成分の安全性については、メーカーの○○に確認をされてはいかがでしょうか。

◆ 一般相談

- ◆ 〈トイレの隙間シートからクッションフロアに色移り〉 「100円ショップ○○製のトイレの隙間シートを賃貸で住んでいる家のクッションフロアに使用したところ色移りした」との相談を消費者から受けている。このようなことは起きるのか。〈消費生活C〉

⇒○○のホームページには、製品の注意表示に「床面がクッションフロア(塩化ビニル製)等、材質によっては色落ち・色移り・変色する場合があります。注意してください」とあります。隙間シート及びフロアに含まれる可塑剤などの影響により、色素成分が溶出してフロアに色移りすることがあります。賃貸物件とのことですので、家主に確認をされる必要があります。消費者への説明の際に参考にされてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈変色した化粧石鹸を使用して皮膚トラブル〉 「メーカーの余剰在庫品を販売しているインターネット販売業者から、化粧石鹸を購入した。石鹸は個装されずに箱に直接入れた状態で配送された。箱から取り出した時点で部分的に緑色に変色していた。使用したところ、肌が赤くかゆくなった。緑色の変色はカビではないかと思い、販売業者に写真を送り返品を申し出た。写真を見た業者からは、カビではなく箱のインクが色移りしたもので製品には異常はないこと、また、既に使用しているので返品には応じられないと回答を受けた。この対応に納得できない」

と消費者から相談を受けている。化学製品 PL 相談センターで石鹼が緑に変色した原因を調べることができるか。〈消費生活 C〉

⇒当センターでは調査・分析などは実施していません。製品に関して、調査が必要な場合は、「独立行政法人製品評価技術基盤機構 (N I T E)

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)」または、「独立行政法人国民生活センター

(http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html)」のウェブサイトに掲載されている検査機関のリストを参考に、消費者がご自身で相談をしていただくようにご案内しています。

- ◆ 〈灯油に含まれる揮発成分と皮膚湿疹の関係について〉 「灯油を使用する暖房工事を半年前に行ったが、1カ月前に給油する配管にひびがあることがわかり、灯油が漏れていたことがわかった。既に配管修理を終えている。灯油が、漏れていたころから皮膚湿疹が発生したので、皮膚科に通院している。灯油に含まれる揮発成分が原因ではないかと考えているが、通院している医師は断定しない。皮膚湿疹との因果関係を証明する相談ができるところはないか」との問合せを受けている。化学製品 PL 相談センターを紹介してもよいか。〈消費生活 C〉

⇒当センターでは身体トラブルの判断はできかねます。皮膚湿疹などの身体トラブルと製品や成分に関して因果関係を明らかにするには医師の診断書が必要です。通院されている医師が断定できないとのことですので、今の状況では因果関係を証明することは難しいと思われます。別の医師によるセカンドオピニオンなども検討することを伝えてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈染毛剤の成分について〉 ○○というヘナの染毛剤を使用している。製品には国産、100%天然染毛剤との記載があるが、化学物質が入っていないのが本当なのか確かめることができないか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターに紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは、製品の分析や調査は行っておりません。また、個別の製品の成分や安全性についての詳細情報も持ち合わせておりません。製品に関する調査については、独立行政法人 製品評価技術基盤機構(N I T E)の「原因究明機関ネットワーク」

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されています。それらを参考にご自分で製品調査の依頼を検討されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈酸性衣料用洗剤と塩素系漂白剤を一緒に使用したかもしれない〉 洗濯機の自動投入機能を利用して衣料用洗剤を使用している。今日、塩素系漂白剤でつけ置きしていた衣類と一緒に洗濯をした。洗濯中に使用した衣料用洗剤のつめかえ用容器に「まぜるな危険」の表示があることに気が付き、洗剤の液性を確認すると酸性と表示されていた。洗剤メーカーの○○社に問い合わせたところ、洗剤を入れずに水だけで洗濯するようと言われ、今、水洗いで洗濯中である。異臭などは感じないが換気をしている。水洗いが終了したら、衣類を干しても大丈夫なのか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒酸性の衣料用洗剤と塩素系漂白剤のそれぞれの製品に「まぜるな危険」の表示がされているとおり、両方の製品をまぜると有害な塩素ガスが発生し、危険です。お伺いした内容から、塩素系漂白剤は希釈してつけ置きされた後であり、酸性衣料用洗剤も洗濯で水と共に使用されています。それぞれの製品を直接まぜておらず、異臭はないとのことですので、問題になるような有害なガスの発生は微量またはないと思われます。水洗いが終了したら、通常通りに干しても問題ないでしょう。

- ◆ <製品調査をしてほしい> コロナ対策で空気清浄する製品を使っている。製品名は明かせないが、人体への安全性をメーカーには知らせずに確認をしたい。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒当センターでは製品に関する調査・分析等は行っておりません。製品の安全性について、メーカーにて確認をされていると思われますが、調査・分析するにはご自身で費用を負担することになります。分析が必要であれば、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) のウェブサイトに「原因究明機関ネットワーク総覧」

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html>) として、全国の分析機関のリストが掲載されていますので、こちらを参考にされてはいかがでしょうか。

- ◆ <フッ素樹脂加工のフライパンの安全性について> 今日の朝刊に化学物質の PFAS についての記事があり、人体に影響がある可能性が書かれていた。記事によるとフッ素加工されたフライパンにも使用していることで心配になった。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒PFAS (Per- and PolyFluoroAlkyl Substances : パー/ポリフルオロアルキル化合物) とは、有機フッ素化合物を表す総称になります。環境中では分解しにくいと言われております。その中でも PFOA (PerFluoroOctanoic Acid : パーフルオロオクタン酸) 又はその塩類については、2019 年の 4～5 月に開催されたストックホルム条約締約国会議で、長期間にわたって分解されずに環境中に残留する有害な汚染物質 (POPs) として、世界的に製造、輸出入、意図的な使用を禁止することが決定されました。国内においては、2021 年 4 月 16 日「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、閣議決定され、「PFOA 又はその塩」は第一種特定化学物質の指定となり、規制されています。使用されているフライパンの安全性については当センターではわからないので、メーカーに問い合わせをされてはいかがでしょうか。

- ◆ <PFAS、PFOA の情報を見て心配> ニュース報道で国内の特定の地域において PFAS が検出されたとの情報が紹介されていた。詳しいことを教えてほしい。化学製品 PL 相談センターは以前相談したことがある。〈消費者〉

⇒環境省において 3 月 28 日に行われた「PFAS に関する総合戦略検討専門家会議 第 2 回」にて報告された内容が公開され、その内容に基づいた報道がされていると思われます。それ以上については当センターではわかりかねます。詳細については、環境省のホームページを確認されてはいかがでしょうか。

(https://www.env.go.jp/water/pfas/pfas_00002.html)

- ◆ <農薬を散布していた時に車で通り体への影響が心配> 農薬を散布していた時に子どもを乗せ車で通り過ぎたが、体への影響が心配になった。窓は閉めエアコンは車内循環にしていたが、臭いがする気がする。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。<消費者>
⇒散布されている農薬などの薬剤を直接吸い込むことや口に入ることが無ければ過度に心配されることはありません。車内に臭いが残り、気になるようであれば、フィルターの洗浄や車内の水拭きなどをされてはいかがでしょうか。
- ◆ <風呂場で防水スプレーの廃棄をしたが心配> 1/5 程度残った防水スプレーを廃棄するため、2 時間程前に家族の者が風呂場で防水スプレーのガス抜きを行った。換気をしたが何に注意したら良いか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。<消費者>
⇒防水スプレーなどのエアゾール製品には、中味を噴射するため可燃性のガスが使われています。空気中の酸素と混ざり火花などがあると、一気に燃えるなどの危険があります。既に換気をされていますが、可燃性のガスは空気より重いため、風呂場の低いところなどに滞留している場合があります。念のためうちわなどを使い可燃性のガスが残ることがないように十分に換気をしてください。次回からスプレー缶の廃棄は風通しの良い屋外で行うようにお伝えください。
- ◆ <磁気テープのついた駐車券を洗濯して心配> 磁気テープのついた駐車券をポケットにいれたまま洗濯した。磁気テープに含まれる成分が、衣類や洗濯機に付いたかもしれず心配になった。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。<消費者>
⇒駐車券など磁気テープの磁性体には酸化鉄が使われている場合が多く、金属として少量であるため衣類や洗濯機についても洗濯によりほとんど残ることはありませんので、過度に心配される必要はありません。
- ◆ <まぜるな危険について> テレビ番組の制作会社の者だが、SNS に個人の経験としての内容で「浴室で凍らせたレモンをかじりながら、塩素系の洗浄剤で掃除をしていたところ、喉が焼けるように痛くなり、受診した。医師に状況を伝えたところ、塩素ガスの影響との見解であった」について確認したい。①レモンを食べながら、レモンと塩素系洗浄剤は液体として混ざっていない状況で塩素ガスが発生するのか。②同様な事例はあるか。③医師の見解についてどう考えるか。④レモンに直接、塩素系洗浄剤をかけると塩素ガスが発生するか。以上について教えてほしい。<事業者>
⇒「まぜるな危険」は次亜塩素酸ナトリウムなどを含むアルカリ性の塩素系洗浄剤が酸性の製品または食品等と混ざることによって中和反応が起き、塩素ガスが発生するため、それぞれの製品を混ぜて使用することを禁止するための表示です。すなわち、①の混ざっていない状況では塩素ガスの発生はありません。②の同様な事例、食品を食べながら塩素系洗浄剤を使用しての事故事例は当センターにはありませんでした。③の医師の見解については、患者を直接診断された内容ですので当センターからお話しできることはありません。④のレモンに直接、塩素系洗浄剤をかけた場合は、レモンに含まれるクエン酸などの酸性成分と塩素系洗浄剤が反応して塩素ガスが発生する可能性があり、危険ですので混ぜることは止めることをお伝えしています。

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ <柔軟剤・合成洗剤の香りを規制してほしい> 他人が使用している、合成洗剤や柔軟剤のニオイで喉の痛みや頭痛、目がチカチカするなどの症状が出る。また、使用している人が部屋に入るとニオイがついて困る。最近では、嫌な臭いをブロックする製品も販売されている。人の五感に作用するような製品も問題である。メーカーに指導をしてほしい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは相談者からの要望を直接、行政へ働きかけることはしていません。いただいたご意見は、誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。

- ◆ <柔軟剤・合成洗剤の香りを規制してほしい> 柔軟剤や合成洗剤にニオイで体調が悪くなる。既に化学物質過敏症と診断されている。自分では無香料の製品を使用しているが、外出すると香料成分が漂っており、体調が悪くなる。このような製品を販売することは問題ではないか。製品の香料について規制をしてほしい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは相談者からの要望を直接、行政へ働きかけることはしていません。いただいたご意見は、誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。

- ◆ <柔軟剤・合成洗剤の香りを規制してほしい> 近隣の洗濯物のニオイで体調が悪くなる。既に化学物質過敏症と診断されている。水道水からも柔軟剤や合成洗剤のニオイがする気がする。地球環境のためにも、規制をしてほしい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは相談者からの要望を直接、行政へ働きかけることはしていません。いただいたご意見は、誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。

- ◆ <柔軟剤・合成洗剤のニオイについて> 外出して、バスや電車に乗った際に、座席に付着していた洗剤や柔軟剤のニオイが自分の衣類についてなかなか落ちとせない。和服を着用している時には簡単に洗うことができず困っている。他人が使用した製品のため、自分では避けることができない。化学製品PLセンターで公開されている事例をみて、対応が難しいことは理解している。このような相談があったことを記録に残してほしい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは相談者からの要望を直接、行政へ働きかけることはしていません。いただいたご意見は、誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。

- ◆ <香水や柔軟剤等のニオイのする製品について> 以前、香水を使用した後に全身の関節が酷く痛くなった。その後は香水だけではなく、ニオイの強い柔軟剤を使用している人に近づいただけで体調が悪くなり、膝の骨関節が変形することもあった。半年間、ニオイを避けると回復を

したので自分では化学物質過敏症と思っているが、医師には関係を否定され診断されていない。体質的な問題であるということはあるが、香水や柔軟剤などのニオイのする製品で化学物質過敏症になるのかを確認できるか電話をした。自分のように辛い思いをしている人がいることを記録に残してほしい。また、無香料の製品も販売されているので、多くなってほしい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは医療機関ではないので、身体症状と製品との因果関係の有無を判断することはできかねます。いただいたご意見はアクティビティノート、および年度報告書等で公開し、誰もがみられるようにするとともに、関連する団体、機関との情報の共有を図ってまいります。

- ◆ 〈柔軟剤・合成洗剤の香りを規制してほしい〉 柔軟剤や合成洗剤のニオイがあらゆる空間に漂っていて問題である。自分ではニオイのする製品は使用していないが、例えば、スーパーで陳列されている食品、宅配で送られてくるダンボール等にも柔軟剤や合成洗剤と思われるニオイがついている。ニオイが着用している衣類につくと何回洗濯しても落とせない。マイクロカプセルを使用して、ニオイをより落ち難くしていると思う。これは好き嫌いの問題ではない。販売することを規制すべきではないか。〈消費者〉

⇒当センターは相談者からの要望を直接、行政へ働きかけることはしていません。いただいたご意見は、誰もがみることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。

- ◆ 〈危険な動画配信をやめさせてほしい〉 個人が、「主成分が亜塩素酸ナトリウムである経口液体製品〇〇をクエン酸などの酸性の食品と一緒に摂取することで二酸化塩素を発生させ、体調が良くなる」との内容をインターネット動画で配信している。このような危険な動画を配信することを取り締り、やめさせてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であり、個人の動画配信に対して取り締まりや、やめさせることはできかねます。いただいた内容については、誰もがみることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。〇〇については、厚生労働省から「個人輸入において注意すべき医薬品等について 海外において有害事象の発生が報告されているものなど」として2010年10月26日付で、米FDA等で使用を中止するよう注意喚起しているとの情報を既に配信しています。

(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kojinyunyu/050609-1.html>)



高齢者が安全に製品を使うために

先日、総務省統計局から発表された 2022 年 10 月 1 日現在の人口推計によると日本の総人口は 1 億 2494 万 7 千人となりました。前年に比べ 55 万 6 千人の減少で 12 年連続して減少しています。一方、65 歳以上の高齢者の人口は、3623 万 6 千人で前年に比べ 2 万 2 千人の増加で総人口に占める割合は 29.0%で過去最高となりました。世界的にも高齢化率が高い国となっています。¹⁾



また、高齢者の住環境の生活実態の調査として、消費者庁からインターネットによる 65 歳以上の高齢者を対象として調査も公開されました。²⁾ 総人口の約 3 割を占める高齢者とその住環境の中で製品を安全に使うための注意点についてまとめてみました。

○高齢者 (N=800) の住環境の生活実態のインターネット調査²⁾

高齢者自身の住環境でのケガの経験等を把握するために、全国を対象として下記の調査概要でインターネット調査が実施されました。

調査期間：2022 年 9 月 9 日～9 月 12 日

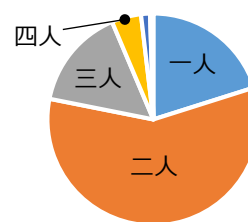
調査対象者：65 歳以上かつ同じ住宅に 10 年以上居住している者 n=800

調査対象者割付：3 区分 (年齢 65 以上 69 歳以下、70 以上 74 歳以下、75 歳以上)

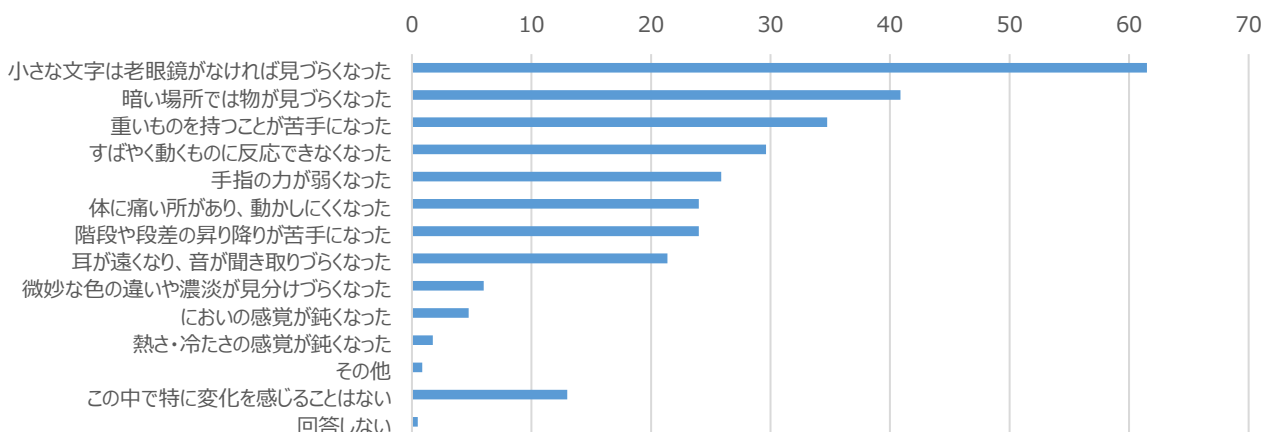
2 区分 (男、女別)

2 区分 (居住地域別 東京 23 区・大阪市・名古屋市、左記以外)

調査結果が公開されており、高齢者の住環境とその意識が報告されています。その結果の一部をグラフ 1 に示しました。同じ住宅に居住している人数は、20%の方が一人、58%の方が二人でした。また、その内訳は配偶者・パートナーが 7 割以上ですので、高齢者同士の住環境であることが推測されます。対象者に「以前と比べてご自身の身体について変化を感じることを」項目を上げて複数回答を得ています。その結果をグラフ 2 に示します。



グラフ 1 同じ住宅に居住している人数



グラフ 2 以前と比べてご自身の身体について変化を感じることを (複数回答 %)

「特に変化を感じることはない」と回答した人数の割合は、13%であることから65歳以上の高齢者の83%(その他、無回答を除く)で何らかの身体の変化を感じていることとなります。自覚する身体の変化の複数回答の中では、視覚に関する変化が多くみられます。「小さな文字は老眼鏡がなければ見づらくなった」61.5%、「暗い場所で物が見づらくなった」40.9%、「すばやく動くものに反応できなくなった」29.6%、「微妙な色の違いや濃淡が見分けづらくなった」6.0%などです。ついで、運動能力に関しては「重いものを持つことが苦手になった」34.8%、「手指の力が弱くなった」25.9%、「体に痛い所があり、動かしにくくなった」24.0%、「階段や段差の昇り降りが苦手になった」24.0%です。聴覚については、「耳が遠くなり、音が聞き取りづらくなった」21.4%の方が変化を感じていることとなります。

○高齢者への製品表示の課題

製品の表示は誤使用を防ぎ、安全に製品を使用するために記載されています。一方、法や各業界の自主基準などに基づき表示が促されている内容もあります。必要な情報ではあるのですが、消費者から見ると何に注意するのか判断がしにくい表示もあります。更に高齢者に対しては、記載事項の文字が小さい場合には読むことが困難となり、読みにくさから誤使用などに繋がり事故を招きかねません。製品に表示されているからといって、注意を促すことができなければ製品事故を防ぐことはできません。

高齢者の一人住まいまたは高齢者同士で住んでいる方が多いことが実態と思われれます。高齢者が製品を使用する際には運動能力の低下から握る力が足らずに、「キャップが開封しにくい」、「スプレーやトリガー製品のレバーが動かせない」など、日々の製品を使用する場面でも自身ではうまく使うことができずに不自由を感じるようになります。

また、製品の良さを伝えるコマーシャルなどにおいても「伝えられる情報が過多でどのような製品なのか伝わらない」、商品を選択する際に大切な内容であっても「小さな表示や呈示されている時間が短いため見過ごされてしまう」などが起きてしまいます。

○製造者への注意喚起

製造者は、製品に表示しているから良しとするのではなく、消費者、特に人口の3割を占め、その8割で身体能力が低下している高齢者に対して、事故防止の観点で製品表示の内容が有効であるかなど、住環境での使用状況について情報を集め、検証することがますます大切になっています。

参考にした情報

- 1) 人口推計 (2022年 (令和4年) 10月1日現在) ; 総務省統計局
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2022np/index.html>
- 2) 住環境における高齢者の安全等に関する調査 ; 消費者庁
https://www.caa.go.jp/policies/future/project/project_012/



「除菌」を訴求した洗浄製品

洗浄製品に表示に「除菌」を訴求した製品があります。「除菌」とは、どのような効果を示しているのでしょうか。製品に表示されている効果についてはきちんと確認試験がなされています。製品に表示された意味を正しく理解して洗浄製品を使うことが大切です。「除菌」の意味について整理してみました。



○除菌とは

「洗剤の除菌表示」のための統一基準（概要）を示します。^{1) 2)}

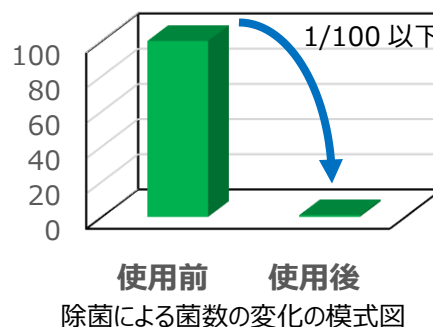
●洗剤・石けん公正取引協議会が定める公正競争規約・施行規則（以下規約）のなかに、3種類の「洗剤の除菌表示」に関する統一基準があり、これを満たす洗浄製品に「除菌」表示ができます。

- ・ スポンジに対する台所用合成洗剤及び石けんの除菌活性
- ・ 住宅用合成洗剤及び石けんの除菌活性
- ・ 洗濯用合成洗剤及び石けんの除菌活性

●規約により、「除菌」とは、対象物から増殖可能な細菌の数（生菌数）を有効数減少させることと定義されています。ここでいう細菌にはカビ・酵母などの真菌類は含みません。

●規約に定められた除菌試験方法により、代表的な 2 菌種（黄色ブドウ球菌、大腸菌）について試験を実施し、「除菌効果のない対照試料」に対して生菌数を 1/100 以下に減少させる（除菌活性値が 2 以上の）能力があれば、基準を満たしていると認められます。

「除菌」と製品に書かれている洗浄製品は、何に対してどのような使い方をしたかで、「黄色ブドウ球菌」と「大腸菌」の細菌数が 1/100 以下になることが、評価機関にて検証されていることが必要となります。



○なぜ黄色ブドウ球菌と大腸菌が代表なのか³⁾

細菌表面には細胞膜があり、外の環境と細胞の内部との境界となっています。細菌を研究するなかで、顕微鏡で観察する際に見やすくするために染色して形をはっきりさせて観察をします。細菌の細胞膜の性質によって染色する色素が異なります。グラム染色で染まる細菌はグラム陽性菌、染まらない細菌はグラム陰性菌と呼ばれ、染色に使われる化学物質と結びつきやすい細胞膜の性質であるかないかの違いとなります。グラム陽性菌は厚い（20 ～ 80nm）ペプチドグリカン（ペプチドと糖の複合体）層の細胞壁からなる細胞膜を持ち、比較的乾燥した状態にも適応できます。一方、グラム陰性菌は薄い（7 ～ 8nm）ペプチドグリカン層の細胞壁の外側に、水を含みやすい粘多糖からなる多層の細胞膜を持ち、水分の多い環境に適応しています。細胞壁は薄いものの水分の多い環境と境界となる細胞膜を持つことで、化学物質などの侵入を防ぐように適応をしています。

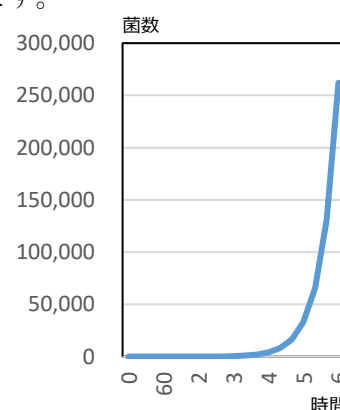
グラム陽性菌の代表が、黄色ブドウ球菌です。ブドウ球菌は皮膚の表面にも常に存在している菌で皮膚のような乾燥し塩分なども多い過酷な環境下でも存在しています。グラム陰性菌の代表が、大腸菌です。その名の通り様々な動物の大腸に多く存在する菌ですが、水分が多く温度も一定な環境下で存在しています。

「除菌」の試験を行うのにあたり、無数にある細菌で試験することは不可能ですので、人に影響を与える可能性があり、乾燥した環境でも繁殖する「黄色ブドウ球菌」と、水分の多い環境で繁殖する「大腸菌」、各々で試験を行い検証のできた製品に「除菌」の表示がされることとなります。

○1/100 以下すなわち 99%除菌の意味

「除菌」の表示で 99%除菌または除菌と表記されています。物理的、化学的または生物学的な作用で対象とする物から増殖可能な細菌の数(生菌数)を、有効数を 1/100 に減少させることになり、仮に 100 個の細菌があると 1 個以下にすることです。新鮮な野菜を例にするとその表面には 1,000 ~10,000cfu/g (1g あたりの細菌数)の細菌数がありますが、この細菌数でも病原性など特別な細菌でない限り人に対して影響を与えることはありません。細菌は身の回りに常に存在していますが、「除菌」の記載がある洗浄製品は、記載されている使用方法に従えば、「黄色ブドウ球菌」「大腸菌」の細菌数が 1/100 以下になることが検証されていることとなります。一方、細菌の種類は様々ですので「全ての菌を除去するわけではありません」との表示がされています。

細菌数を 100 個とした時、除菌により 1/100 となり 1 個になったとしても、細菌が 20 分に 1 回 2 個に増えるとすると、20 分後に 2 個、40 分後に 4 (2²) 個、1 時間後に 8 (2³) 個、3 時間後に 512 (8³) 個となり元の細菌数の 100 個を越えてしまいます。細菌の増える条件がそのまま維持されると 6 時間後には 262,144 (8⁶) 個に増え、新鮮な野菜の細菌数を越えることとなります。現実には最適な条件が続くとは考えにくいことですが、菌の増殖スピードは指数的に増えていきます。



菌増殖の変化の模式図

洗浄製品を使って「除菌」して細菌数を一定数に減らした状態にすることは大切なことですが、身の回りには様々な細菌が共存している状態です。細菌について過度に心配することなく製品の使用方法を確認して適切な使用を心がけましょう。

<参考資料>

- 1) おさえておきたい『除菌』表示のポイント；日本石鹼洗剤工業会
https://jsda.org/w/03_shiki/a_yougo_2.html
- 2) 台所用/住宅用の洗剤について「除菌」と表示できる基準を設定；洗剤・石けん公正取引協議会
https://jsda.org/w/web_jftc/sekkensenzai_27.html
- 3) 食品微生物の基礎を知る；食品微生物学（検査と制御方法）
<https://foodmicrob.com/contents-basic-course/>

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
 - ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：菅沢(スガサワ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <https://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。